

令和7年度 大学における芸術家等育成事業
 審査要領（新規募集団体用）

I 採択案件の決定方法

団体から提出された要望書について、学識経験者等から構成される協力者会議（以下「審査委員会」という。）により、事業計画・実績等を専門的な見地から評価し、決定する。

II 審査方法

要望書に基づき、審査委員会において書類選考を実施する。但し、提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の「評価の区分」により3点～0点の4段階、2点～0点の3段階で書面審査を行うものとし、審査委員会の委員ごとに合計点を算出し、これを平均したものを該当申請者の得点とする。

| 審査基準 | 配点 26点満点 |
|--|-------------|
| 【団体に対する審査基準】 8点満点 | |
| ア 団体の運営目的や使命が明確であり、それらを達成するための中長期的な目標・計画が示されていること | 3～0点 |
| イ 過去の人材育成に関する事業実績が十分な成果をあげており、今後も当該分野や文化芸術界の発展に貢献することが期待できる団体であること | 3～0点 |
| ウ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること | 2～0点 |
| 【活動計画に対する審査基準】 18点満点 | |
| (基礎的事項) | |
| エ 事業の企画意図及び目標が明確であり、「芸術家等人材育成」の趣旨と合致していること | 3～0点 |
| オ 大学における実践的な人材育成と外部のプロの芸術団体・文化施設等と連携・協力した実践的な取組等、育成対象者の育成方法及び内容、目標設定等が具体性・適正性・効率性において妥当であること | 3～0点 |

| | |
|---|------|
| カ 事業の規模や収入等に照らし、予算規模・積算が適切であること (芸術性・創造性) | 3～0点 |
| キ 応募分野における課題や求められている人材育成に対するニーズを踏まえたものであり、当該分野の発展に大きく貢献する新たな成果が期待できる実践的な事業計画であること | 3～0点 |
| ク スタッフ等に高い専門性が認められること | 3～0点 |
| ケ 育成対象者が一部の地域、大学、加盟者、加盟団体等に限定されおらず、取組の新たな効果が当該分野全体に及ぶことが期待できる実践的な事業計画であること | 3～0点 |

| ●評価の区分 内容 | 【4段階で評価】 | 【3段階で評価】 |
|-----------|----------|----------|
| 大いに認められる | 3点 | |
| 認められる | 2点 | 2点 |
| やや認められる | 1点 | 1点 |
| 認められない | 0点 | 0点 |
| 評価に参加しない | — | — |

IV. 審査委員の遵守事項

ア 審査の公正、公平性の確保

審査委員は、申請者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。また、審査委員と申請者の間に利害関係が生じている場合は、原則として、以下の通り取り扱うものとする。

イ 利害関係者の範囲

- ① 申請者の要望書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している大学等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に申請者から寄付を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と申請者との間に、過去5年以内に取引が有り、かつ申請者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、申請者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

ウ 利害関係者に対する審査

審査委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当者に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 審査委員と申請者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合
審査委員は、その利害関係を有している申請者の審査から外れなければならない。

- ② それ以外の関係性を有している場合

審査委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、申請者（申請者が法人の場合はその役員、その他要望書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その申請者の審査から外れなければならない。この場合の見極めの判断は、審査委員会において行う。

審査委員会は、申し出のあった審査委員以外の委員の中から委員長を決め、当該審査委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、審査委員会はその判断を拒否することもできる。この場合、当該審査委員はその申請者の審査からは必ず外れなければならない。また、当該審査委員自らがその申請者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該申請者の審査から必ず外れなければならない。

(申請者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)

- ・ 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・ 大学、国立研究開発法人等の研究開発期間において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

エ 秘密保持

審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請者の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、審査委員として取得した情報（要望書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。